

予算委員会

予算調査室

I 所管事項の動向

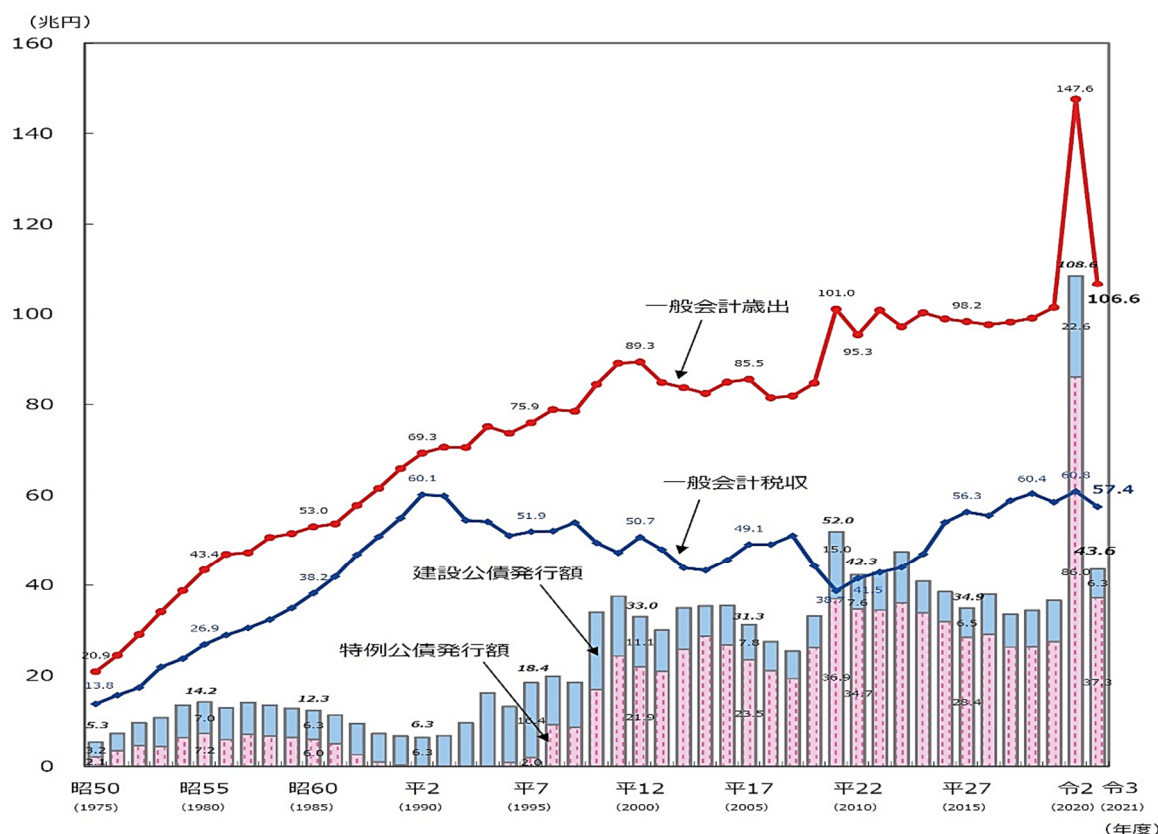
1 我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳出・歳入の状況

近年の一般会計歳出では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）と社会保障関係費と地方交付税交付金等で歳出全体の約7割を占めている。令和3年度一般会計歳出（当初）は、過去最大の106.6兆円を計上しており、歳入では57.4兆円（歳入全体の53.9%）の租税及び印紙収入が見込まれている一方、公債金は43.6兆円、公債依存度は40.9%となり、依然として厳しい状況が続いている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため3次にわたる補正予算が編成された結果、令和2年度決算では、過去最高の147.6兆円となった。また、公債の新規発行額は108.6兆円、公債依存度は73.5%となっている。

一般会計における歳入・歳出の状況



(注1) 令和2年度までは決算、令和3年度は当初予算による。

(注2) 特例公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(出所：財務省資料)

(2) 公債残高の推移

公債（国債）残高は、累増の一途をたどっており、令和3年度末の普通国債¹残高は990兆円に上ると見込まれている。

普通国債残高累増の要因について見ると、歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が主要因となっている。また、歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっている。

長期にわたり赤字が継続している我が国の財政は、現状のままでは立ち行かなくなるおそれがある。人口減少・高齢化等が2020年代半ば頃から一層進展することが見込まれる中で、こうした状況を脱却し、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化することが求められている。

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。これらを国・地方の双方について集計した国及び地方の長期債務残高は、令和3年度末に1,212兆円（対GDP比219%）に達すると見込まれている（令和3年度当初予算）。

国及び地方の長期債務残高

	平成2年度末 (1990年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績>	令和元年度末 (2019年度末) <実績>	令和2年度末 (2020年度末) <国・実績、 地方：見込み>	令和3年度末 (2021年度末) <予算>
国	199 (197)	390 (387)	493 (484)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,019 (999)
普通国債 残高	166 (165)	295 (293)	457 (448)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	990 (970)
対GDP比	37% (37%)	55% (55%)	87% (85%)	126% (123%)	134% (132%)	141% (139%)	145% (141%)	148% (142%)	149% (141%)	152% (144%)	154% (145%)	157% (148%)	158% (151%)	177% (175%)	179% (175%)
地方	67	163	198	200	200	201	201	201	199	197	196	194	192	193	193
対GDP比	15%	30%	38%	40%	40%	40%	39%	38%	37%	36%	35%	35%	34%	36%	35%
国・地方 合計	266 (264)	553 (550)	692 (683)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,166 (1,157)	1,212 (1,192)
対GDP比	59% (59%)	103% (103%)	131% (130%)	171% (167%)	179% (177%)	187% (184%)	190% (185%)	191% (186%)	191% (183%)	194% (186%)	194% (185%)	197% (187%)	198% (190%)	217% (216%)	219% (216%)

(注1) GDPは、令和元年度までは実績値、令和2年度及び令和3年度は「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日)による。

(注2) 債務残高は、令和元年度までは実績値。国は、令和2年度については実績、令和3年度については予算、地方は、令和2年度・令和3年度共に地方債計画等に基づく見込み。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を普通国債残高に含めている。

(注4) 令和2年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和3年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和3年度末で31兆円)である。

(注6) このほか、令和3年度末の財政投融资特別会計国債残高は140兆円。

(出所：財務省資料)

¹ 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。

2 財政健全化への取組

(1) 新経済・財政再生計画

平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（以下「骨太の方針 2018」という。）は、その第 3 章において「『経済・財政一体改革』の推進—『新経済・財政再生計画の策定』」（以下「新経済・財政再生計画」という。）を定めている。同計画では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「ダブル脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の 3 本柱の改革を加速・拡大することとしている。また、財政健全化目標については、2025 年度の基礎的財政収支²（プライマリーバランス（以下「PB」という。））の黒字化を目指すこととした。その概要は以下のとおりである。

【財政健全化目標】

- 団塊世代が 75 歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が 75 歳以上になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。
- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025 年度の国・地方を合わせた PB 黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

【社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定（2019～2021 年度）】

- 2019 年度～2021 年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。
- 社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

【財政健全化目標と毎年度の予算編成を結びつけるための仕組み】

① 社会保障関係費

- 経済・財政再生計画（骨太 2015）において、2020 年度に向けその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019 年度以降、その方針を 2021 年度まで継続する。
- 消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障 4 経費に係る公経済負担）については、別途考慮する。
- 2022 年度以降については、団塊世代が 75 歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

② 一般歳出のうち非社会保障関係費

- 経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。

③ 地方の歳出水準

- 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必

² 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）とは、「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標。

要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

【中間指標の設定】

○2017年度実績を起点とし、2025年度のPB黒字化目標年度までの中間年である2021年度に中間指標を設定し、進捗を管理するためのメルクマールとする。

- ・PB赤字対GDP比：2017年度からの実質的半減値（1.5%程度）
- ・債務残高対GDP比：180%台前半
- ・財政収支赤字対GDP比：3%以下

【計画実現に向けた今後の取組】

○経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点（2021年度）において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

（出所：経済財政諮問会議資料より作成）

(2) 新経済・財政再生計画改革工程表 2020

令和2年12月18日、経済財政諮問会議は、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（以下「骨太の方針2020」という。）を踏まえ、改革工程表を改定した。

改革工程表は、「新経済・財政再生計画」に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応とKPI³、それぞれの政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示すものである。

本改定では、改革工程表2019に盛り込まれた各施策の進捗状況を点検・評価するとともに、骨太の方針2020を踏まえ、各施策の改革工程表を具体化するものとなっている。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応と財政健全化への道筋

新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、財源として多額の公債発行を行ったことで、財政状況は悪化している。このような状況に対して、菅内閣総理大臣（当時）は、「経済あつての財政」との考え方にに基づき、まずは新型コロナを収束させ成長志向の政策を進めて経済再生に取り組むとともに、財政健全化の旗は降ろすことなく、これまでの歳出歳入の改革努力を続けていく旨述べ、財政健全化目標を堅持することを表明している⁴。

また、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下「骨太の方針2021」という。）では、①「経済あつての財政」の考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組む、実質2%、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す、②骨太方針2018の財政健全化目標を堅持、③感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を

³ Key Performance Indicator：成果指標、重要業績指標

⁴ 令和3年6月17日、菅内閣総理大臣記者会見

踏まえ、目標年度を再確認、④歳出の目安については、2022年度から2024年度までの3年間、これまでと同様の歳出改革努力を継続、⑤将来のあるべき経済社会に向けた構造改革・対外経済関係の基本的考え方を、専門調査会を設置し、取りまとめるとの考え方が示された。

令和3年10月に就任した岸田内閣総理大臣は、同年10月8日に行われた所信表明演説において、「経済あつての財政」とした上で、さらに、経済をしっかりと立て直し、財政健全化に向けて取り組む旨述べている。

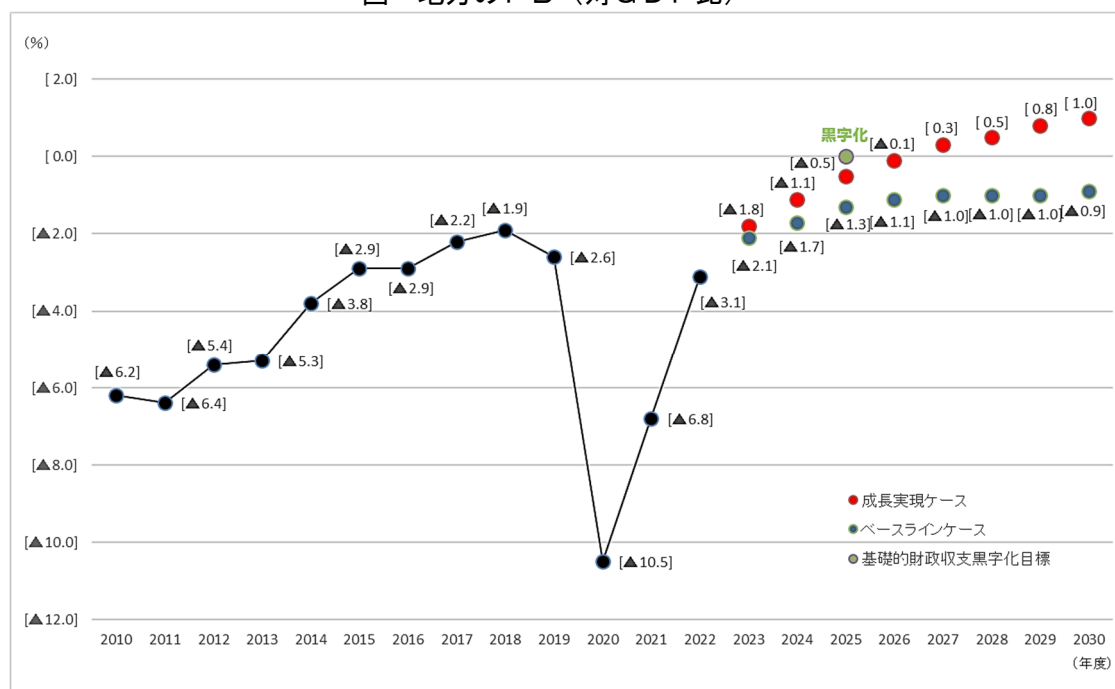
(4) 国・地方を合わせたPB黒字化の見通し

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日経済財政諮問会議提出)によれば、中長期的に名目3%程度、実質2%程度を上回る経済成長を実現すると成長シナリオに基づいた「成長実現ケース」では、2025年度のPB赤字は対GDP比▲0.5%となり、PB黒字化の時期は、2027年度になると見込まれている。

なお、この試算は、今後の歳出改革は織り込まれていないものであり、政府としては、これまで同様の歳出改革を続けることにより、PB黒字化の2年程度の前倒しが視野に入るとしている。

一方、中長期的に名目1%台前半程度、実質1%程度の経済成長率を見込む「ベースラインケース」では、2025年度のPB赤字は対GDP比▲1.3%となり、試算期間内のPB改善は緩やかなものにとどまる。

国・地方のPB（対GDP比）



(出所：経済財政諮問会議資料より作成)

3 令和4年度予算編成

「骨太の方針 2021」では、令和4年度予算編成に向け、①経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る、②全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、骨太の方針 2021 で定める目安（下記『「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安』参照。）に沿った予算編成を行う、③グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う、④歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく、との考え方が示された。

（「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安）

機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの3年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（出所：「骨太の方針 2021」より作成）

その後、令和3年7月6日の経済財政諮問会議における「令和4年度予算の全体像」の取りまとめ等を経て、翌7日、「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（以下「令和4年度概算要求基準」という。）が閣議了解された。その概要は以下のとおりである。

令和4年度予算は、「骨太の方針 2021」及び「骨太の方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増（6,600億円）を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和4年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については加

減算。

○その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90（「要望基礎額」）の範囲内で要求。

○グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるため、「骨太の方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を設ける。各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

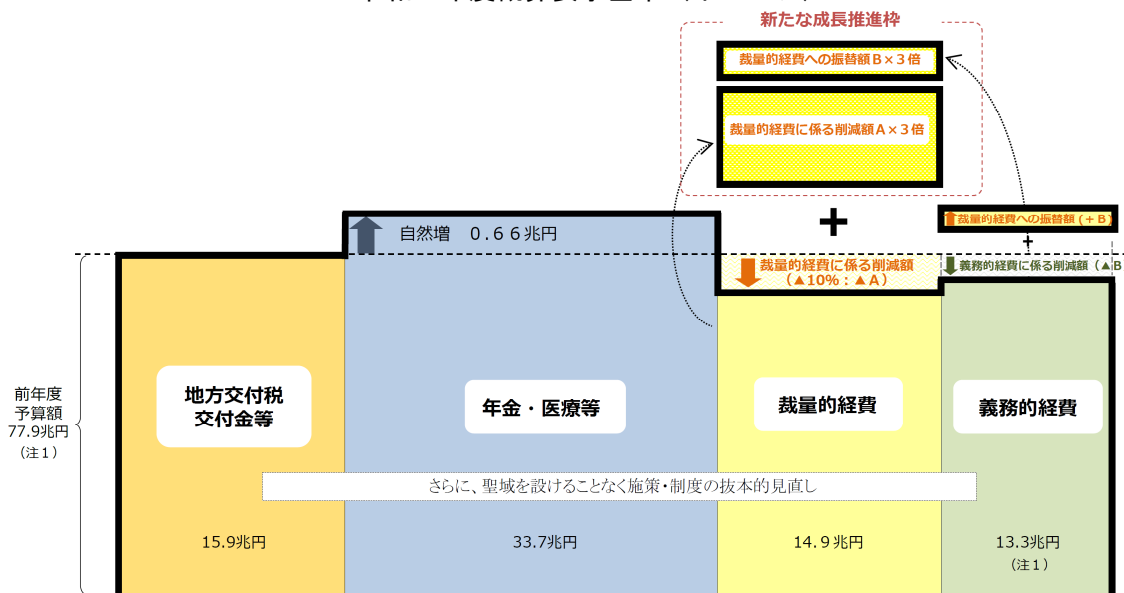
○要求・要望について、これまでの歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新たな成長推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革努力を継続するとの方針を踏まえ措置する。

○消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」）については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

○子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（出所：財務省資料より作成）

令和4年度概算要求基準（イメージ）



※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

※ 消費税率引上げとあわせ行う増（社会保障の充実等）については、消費税率、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。

※ 子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

（注1）上記前年度予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は82.9兆円、義務的経費は18.3兆円。

（注2）コロナ対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求する。

（出所：財務省資料）

各府省からの概算要求・要望額は、令和3年9月7日に財務省が公表した資料によれば、一般会計概算要求額の総額が107兆2,873億円、要望額の総額が4兆3,686億円で、合計111兆6,559億円となっている。これは、令和3年度予算の要求総額105兆4,071億円を約6兆2千億円上回り、4年連続で過去最大となった。要求総額の100兆円超えは8年連続である⁵。

省庁別で最も要求額が大きかったのは厚生労働省であり、高齢化に伴う社会保障費の伸びを背景に、前年度予算額と比べて約8,070億円多い33兆9,450億円と過去最大の額となった。同様に過去最大となった防衛省の要求額は、5兆4,463億円となり、次期戦闘機の開発等を計上した。この他、公共事業等を担う国土交通省は7兆1,249億円、総務省は地方交付税交付金等を含め16兆4,837億円を要求した。なお、国債費が30兆2,362億円となり、概算要求時における過去最大を記録している。

4 経済対策の策定及び補正予算の編成

岸田内閣総理大臣は、令和3年10月8日の閣議において、新たな経済対策の策定と今年度の補正予算の編成を指示した。この経済対策は、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため策定するとしている。

これを受けて政府は、新しい資本主義実現会議により取りまとめられた「緊急提言」（11月8日）等を踏まえて、11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策⁶」を閣議決定した。本経済対策の基本的考え方は、以下のとおりである。

- 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。
- この機を捉え、本経済対策を契機として、ウィズコロナの下で、一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図る。「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。
- こうした成長に向けた機運を途切れさせないためにも、感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期すとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気下振れリスクに十分に注意し経済の底割れを防ぐ。

これらの認識の下、経済対策は、Ⅰ．新型コロナウイルス感染症の拡大防止、Ⅱ．「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、Ⅲ．未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動（成長戦略及び分配戦略）、Ⅳ．防災・減災、国土強靱化の推進など安全安心の確保を柱としている。また、これら4つの柱に基づく本経済対策の裏付けとな

⁵ 令和3、4年度の概算要求・要望には金額を明示しない事項のみの要望（いわゆる「事項要求」、例えば令和4年度要求における「新型コロナウイルス感染症対策予備費」は概算要求基準に基づき事項要求となっている。）が多数存在することから、概算要求額と要望額との合計と前年度予算額を単純に比較することには留意を要する。

⁶ https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2021/20211119_taisaku.pdf（参照2021.11.29）

令和3年度補正予算については、いわゆる「16か月予算」の考え方により、令和4年度当初予算と一体的に編成することとした。本経済対策の規模は、財政支出55.7兆円、事業規模78.9兆円とされており、これにより直接的に実質GDPを5.6%程度下支え・押し上げる効果があると試算している。

● 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において取り組む施策<4つの柱>

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療提供体制の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制の強化 ・ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保 ・感染防止策の徹底 2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への支援 ・生活・暮らしへの支援 ・エネルギー価格高騰対策 	
II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・検査パッケージの活用 ・社会経済活動の再開 2. 感染症有事対応の抜本的強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・治療薬等の国内開発 ・感染症の収束に向けた国際協力等 ・新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行 	
III. 未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動	
成長戦略	分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～
<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学技術立国の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術 ・クリーンエネルギー ・スタートアップ支援 2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル実装 ・DXの推進 ・農業・観光・文化 ・中小企業 3. 経済安全保障 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げの推進 ・労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進 ・働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援 2. 公的部門における分配機能の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等 ・「こども・子育て支援」の推進
IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災・減災、国土強靱化の推進 2. 自然災害からの復旧・復興の加速 3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心 	

(出所：内閣府資料より作成)

● 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の規模

	(財政支出)	(事業規模)
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	22.1 兆円程度	35.1 兆円程度
II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え(注)	9.2 兆円程度	10.7 兆円程度
III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	19.8 兆円程度	28.2 兆円程度
IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	4.6 兆円程度	5.0 兆円程度
合 計	55.7 兆円程度	78.9 兆円程度

(注)「II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」の「国費」及び「事業規模」には、新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行(令和3年度:1.8兆円程度、令和4年度:5.0兆円)を含む。

(出所:内閣府資料より作成)

● 財政支出の内訳

	(財政支出)	うち 国・地方の歳出	うち 財政投融资
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	22.1 兆円程度	22.1 兆円程度	—
II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え(注1)	9.2 兆円程度	9.2 兆円程度	—
III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	19.8 兆円程度	14.6 兆円程度	5.2 兆円程度
IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	4.6 兆円程度	3.8 兆円程度	0.8 兆円程度
合 計	55.7 兆円程度	49.7 兆円程度 (注2)	6.0 兆円程度 (注3)

(注1)「II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」の「財政支出」及び「うち国・地方の歳出」には、新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行(令和3年度:1.8兆円程度、令和4年度:5.0兆円)を含む。

(注2)国費は43.7兆円であり、うち令和3年度補正予算は31.9兆円(一般会計31.6兆円、特別会計0.4兆円)である。

(注3)令和3年度補正予算における追加額は0.9兆円である。

(出所:内閣府資料より作成)

令和3年11月26日、政府は、経済対策の財政的裏付けとなる令和3年度補正予算の概算を閣議決定した(令和3年度補正予算の概要は「II 第207回国会提出予定予算の概要」を参照)。

5 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の国内の感染者数は減少しているが、海外における感染再拡大の動向等もあり、予断を許さない状況にある。これに対して岸田内閣総理大臣は、必要

な財政出動は躊躇なく行う旨表明するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含めた4つの柱からなる経済対策とこれを裏付ける令和3年度補正予算を閣議決定している。長引くコロナ禍の中、どのような具体的施策でウィズコロナの下での社会経済活動を再開しつつ、成長と配分の好循環を実現し、経済の自立的な成長を成し遂げようとしているのか、政府の説明が求められよう。

一方、我が国の財政状況は、歳出面では社会保障関係費の増加等もあり、公債残高が累増の一途をたどっている。これに対して政府は、財政健全化に関連して、「令和4年度予算編成の基本方針」で「手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む」と示したが、この歳出改革の取組次第では、2027年度とされたPB黒字化時期の前倒しの行方にも影響を与えることから、政府の今後の歳出改革の取組がどのように行われていくのか、注視していく必要がある。

なお、令和3年度予算では、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が5兆円計上されている。予備費は国会の事前承認を受けずに、政府が用途を決められることから、その使用については、国会においてより丁寧な説明・報告が求められることになろう。

令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績
(令和3年11月26日現在)

(単位：億円)

閣議決定日	事項	金額
令和3年度予算額		50,000
4月30日(金)	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000
5月14日(金)	ワクチンの確保	5,120
8月27日(金)	ワクチン接種の促進	8,415
	適切な患者療養の確保(治療薬の確保等)	2,373
	検疫体制の確保	241
	緊急雇用安定助成金等	841
	緊急小口資金等の特例貸付	1,549
	コロナ禍で公演を延期した音楽・演劇等に関する開催支援	627
	コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業	180
11月26日(金)	子育て世帯に対する給付(仮称)	7,311
予備費残額		18,343

(出所：財務省資料より作成)

Ⅱ 第207回国会提出予定予算の概要

1 令和3年度一般会計補正予算（第1号）、令和3年度特別会計補正予算（特第1号）

●令和3年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

（単位：億円）

歳 出	歳 入		
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	186,059	1. 税金	64,320
2. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	17,687		
3. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	82,532		
4. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	29,349	2. 税外収入	13,516
小 計（経済対策関係経費）	315,627		
5. その他の経費	2,135		
6. 国債整理基金特別会計へ繰入	22,682	3. 前年度剰余金受入	61,479
7. 地方交付税交付金	35,117	4. 公債金	220,580
8. 既定経費の減額	▲ 15,665	(1) 建設公債	28,270
		(2) 特例公債	192,310
合 計	359,895	合 計	359,895

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所：財務省）

●令和3年度一般会計補正予算（第1号）の概要

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	186,059 億円
1. 医療提供体制の確保等	44,783 億円
2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援	141,276 億円
II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	17,687 億円
1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開	8,336 億円
2. 感染症有事対応の抜本的強化	9,351 億円
III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	82,532 億円
1. 成長戦略	62,579 億円
2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～	19,952 億円
IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	29,349 億円

（財務省資料より作成）

補正予算の主な事業としては、病床の確保等のための「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（2兆314億円）、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（1兆2,954億円）、ワクチン・治療薬の研究開発・生産体制の整備（7,355億円）、事業復活支援金（2兆8,032億円）、時短要請等に応じた飲食店等への協力金等（地方創生

臨時交付金) (6兆4,769億円)、マイナポイント付与事業(1兆8,134億円)、住民税非課税世帯に対する給付金(1兆4,323億円)、子育て世帯に対する給付(1兆2,162億円、令和3年11月26日閣議決定の新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用分を含めると1兆9,473億円)などがある。

補正予算の財源としては、税収増(6兆4,320億円)、税外収入(1兆3,516億円)、前年度剰余金受入(6兆1,479億円)、公債金(22兆580億円)を計上している。なお、補正後の公債依存度は46.0%(当初予算40.9%)となっている。

この補正により、令和3年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ142兆5,992億円となる(令和3年度一般会計当初予算総額:106兆6,097億円)。また、特別会計においては、労働保険特別会計、エネルギー対策特別会計など10特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

内容についての問合せ先
 予算調査室 白藤首席調査員(内線68660)